

令和 8 年（2026年）

第 4 回 可児市議会定例会議案

令和 8 年 8 月 20 日

目 次

認定第 1 号	令和 7 年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について	3
認定第 2 号	令和 7 年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて	3
認定第 3 号	令和 7 年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて	4
認定第 4 号	令和 7 年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第 5 号	令和 7 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	5
認定第 6 号	令和 7 年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特 別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第 7 号	令和 7 年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第 8 号	令和 7 年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第 9 号	令和 7 年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について	7
認定第10号	令和 7 年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について	7
認定第11号	令和 7 年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について	8
認定第12号	令和 7 年度可児市水道事業会計決算認定について	8
認定第13号	令和 7 年度可児市下水道事業会計決算認定について	9
議案第48号	令和 8 年度可児市一般会計補正予算（第 3 号）について	10
議案第49号	令和 8 年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） について	10
議案第50号	令和 8 年度可児市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	11
議案第51号	令和 8 年度可児市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	11
議案第52号	可児市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第53号	可児市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	15
議案第54号	可児市景観条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第55号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	18
議案第56号	教育委員会委員の任命について	19
議案第57号	人権擁護委員候補者の推薦について	20
議案第58号	令和 7 年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	21
議案第59号	令和 7 年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい て	22

認定第 1 号

令和 7 年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度可児市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 8 月 20 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 2 号

令和 7 年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 8 月 20 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 3 号

令和 7 年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 8 月 20 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 4 号

令和 7 年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 8 月 20 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 5 号

令和 7 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 8 月 20 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 6 号

令和 7 年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 8 月 20 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 7 号

令和 7 年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 8 月 20 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 8 号

令和 7 年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 8 年 8 月 20 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第9号

令和7年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和7年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和8年8月20日提出

可児市長 富田 成輝

認定第10号

令和7年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和7年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和8年8月20日提出

可児市長 富田 成輝

認定第11号

令和7年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和7年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和8年8月20日提出

可児市長 富田 成輝

認定第12号

令和7年度可児市水道事業会計決算認定について

令和7年度可児市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和8年8月20日提出

可児市長 富田 成輝

認定第13号

令和7年度可児市下水道事業会計決算認定について

令和7年度可児市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和8年8月20日提出

可児市長 富田 成輝

議案第48号

令和8年度可児市一般会計補正予算（第3号）について

令和8年度可児市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和8年8月20日提出

可児市長 富田 成輝

議案第49号

令和8年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

令和8年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年8月20日提出

可児市長 富田 成輝

議案第50号

令和8年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和8年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年8月20日提出

可児市長 富田 成輝

議案第51号

令和8年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和8年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年8月20日提出

可児市長 富田 成輝

議案第52号

可児市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

可児市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年8月20日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市行政手続条例の一部を改正する条例

可児市行政手続条例（平成9年可児市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（聴聞の通知の方式） 第15条 （略） 2 （略） 3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>	（聴聞の通知の方式） 第15条 （略） 2 （略） 3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法によって行うことができる。</u> 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不</u>

	<u>特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>
(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。	(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。
2～4 (略)	2～4 (略)
(続行期日の指定) 第22条 (略) 2 (略) 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。	(続行期日の指定) 第22条 (略) 2 (略) 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。</u>
(聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第16条の規定	(聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに第</u>

は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。	16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>第28条第3号</u>」と、「<u>同項各号</u>」とあるのは「<u>同条各号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。
--	--

附 則

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の可児市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例第22条第3項及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第53号

可児市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年8月20日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

可児市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成4年可児市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（登録） 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「法施行規則」という。）<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票等の記載事項及び印影と照合するほか、登録を申請する書面に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （登録印鑑） 第5条 （略）	（登録） 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「法施行規則」という。）<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票等の記載事項及び印影と照合するほか、登録を申請する書面に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （登録印鑑） 第5条 （略）

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号の<u>一</u>に該当する場合には、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。 (1)～(4) (略)	2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合には、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。 (1)～(4) (略)
--	---

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第54号

可児市景観条例の一部を改正する条例の制定について

可児市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年8月20日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市景観条例の一部を改正する条例

可児市景観条例（平成20年可児市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(届出を要しない行為) 第12条 法第16条第7項第11号に規定する 条例で定める行為は、次に掲げる行為と する。 (1)～(6) (略) 2 (略)	(届出を要しない行為) 第12条 法第16条第8項第12号に規定する 条例で定める行為は、次に掲げる行為と する。 (1)～(6) (略) 2 (略)

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。

議案第55号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を可児市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和8年8月20日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
有賀 康弘	可児市今渡*****

議案第56号

教育委員会委員の任命について

次の者を可児市教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年8月20日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
梶田 知靖	可児市徳野南*****

議案第57号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和8年8月20日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
安田 昌弘	可児市川合*****
鈴村 明弘	可児市下恵土*****
奥村 峰隆	可児市矢戸*****

議案第58号

令和7年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和7年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金291,110,429円を資本金に組み入れる。

令和8年8月20日提出

可児市長 富田 成輝

議案第59号

令和7年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和7年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金671,583,036円のうち328,619,891円を資本金に組み入れ、342,963,145円を減債積立金に積み立てる。

令和8年8月20日提出

可児市長 富田 成輝

